

無辜を、

無から無法に無期懲役にした、

これは決して許されない。

弁護団 阿部泰雄

1 再審請求審のこれまでの経過

2012年2月の申立から約2年、新証拠である元東京薬科大学教授志田保夫氏の質量分析実験鑑定書、香川大学(前長崎大)教授池田正行氏の医学鑑定意見書、奈良女子大学名誉教授浜田寿美男氏の供述心理学鑑定意見書が提出された後、検察官の意見書に対し、志田・池田教授の補充意見書と複数の弁護人意見書を提出した。

確定審で事件性認定の根拠とされた警察鑑定、すなわち筋弛緩剤 マスキュラックスの成分ベクロニウムを検出したとする土橋鑑定は、ベクロニウム検出のおよそ不可能なインチキな手口を用いた代物と証明された。また、小6女児の急変症状は国の特定疾患の認定基準に合致しおおよそ筋弛緩剤中毒ではありえない。このことは池田補充意見書等で明らかにされた。カルテを検討せず潜在疾患を見逃して逮捕へと向かった暴走捜査のツケがここに現れているといえよう。

確定判決の事実認定の正当性、つまり本件を筋弛緩剤殺人事件であるとする根拠は分析化学、医学の両側面から失われたのである。

検察も自認したか、驚くことに「鑑定資料の全量消費」を撤回、「実は、土橋鑑定後に、廃棄予定試料を、検出の可能な世界標準に合う検査方法で

ベクロニウムを検出していた、だが土橋鑑定で立証十分と考えていたために取って確定審に提出しなかった。」とする「鑑定の補足事項」なるものを提出した。しかし、このようなものは、土橋鑑定と同じく実験実証データを提出しない代物にすぎず、そもそも確定判決の事実認定の可否とは何ら関連性を有するものではないから、再審裁判所として勘案すること自体が許されない。

2 裁判所は再審

開始の方向に消極的か？

この度仙台地裁は、弁護・検察双方に2014年1月20日までに意見書を提出されたい、と告知した。弁護側の求めていた志田・池田両証人の尋問を採用せず、また、証拠開示の勧告も一切しようとしないうことから、再審開始への雰囲気や気配は伝わっていない。

新証拠によって確定判決は完全に崩壊している。裁判所が証拠に基づいた真つ当な請求棄却の論理や、白鳥・財田・川決定に始まった再審判例に反しない棄却の法理を見出しているとは考えにくい。

だが、検察側に寄り添う姿勢を固めると、裁判所は棄却の理屈を捻り出すことは、過去の幾多の棄却例が示しているところである。

3 「無」から「無法」に創り出

された「無辜」の「無期懲役」

当時の社会背景に大阪愛犬家殺人や和歌山カレー事件があった。

本件は、小6女児の症状を「筋弛緩剤の殺人未遂」と思い込んだ捜査機関が、診療録を検討せず医学専門意見も求めずに潜在疾患を見逃し、逮捕へと暴走したことに始まる。医師同僚から信頼の厚い守さんに不審な点は何もなく、当時「鑑定資料」が採取された事実もない。初めから適正な鑑定資料が無いから「全量消費」なのだ。

犯罪など何も「無」なのに「無法」にも土橋鑑定が作り出され、「無辜」が「無期懲役」に落とされた。弁護側が確定審と再審請求審で提出した証拠は本件の全貌を余すところなく浮き彫りにした。

4 科学的裁判を、

そして世論喚起へ

科学捜査を怠り科学裁判が無視され無期懲役が出された。そして今、分析化学や医学という科学的証拠により真実が明らかにされ、もはや再審を回避することは許されない状況になりつつある。

メディアを動かして無実の世論を高め、裁判所が心理的負担なく再審と向かい合えるよう、そして守大助さんの社会復帰のために、支援者と弁護団は手を携えさらに努力をしようではありませんか。

